○内閣府告示第二百九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年四月二十四日内閣府告示第七十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十一年七月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福岡県及び福岡市

二　構造改革特別区域の名称　福岡アジアビジネス特区

三　構造改革特別区域の範囲　福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　学校設置会社による学校設置事業（八一六）、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）、インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（八三二）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六））

○内閣府告示第二百九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年十二月十四日内閣府告示第六百九十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十一年七月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　栃木県、大田原市及びさくら市

二　構造改革特別区域の名称　喜連川社会復帰促進センター等ＰＦＩ特区

三　構造改革特別区域の範囲　栃木県の全域

○内閣府告示第二百九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年十二月十四日内閣府告示第六百七十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十一年七月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　那須塩原市

二　構造改革特別区域の名称　那須塩原市個性き・ら・り教育特区

三　構造改革特別区域の範囲　那須塩原市の全域

○内閣府告示第二百九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第二十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十一年七月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　加古川市

二　構造改革特別区域の名称　播磨社会復帰促進センター等ＰＦＩ特区

三　構造改革特別区域の範囲　加古川市の全域

○内閣府告示第二百九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第三十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十一年七月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　島根県及び浜田市

二　構造改革特別区域の名称　島根あさひ社会復帰促進センターＰＦＩ特区

三　構造改革特別区域の範囲　島根県の全域

○内閣府告示第二百九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第六十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十一年七月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山口県及び美祢市

二　構造改革特別区域の名称　美祢社会復帰促進センターＰＦＩ特区

三　構造改革特別区域の範囲　山口県の全域

○内閣府告示第三百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第六百二十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十一年七月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北九州市

二　構造改革特別区域の名称　北九州市「自立と共生の教育」特区

三　構造改革特別区域の範囲　北九州市の全域

○内閣府告示第三百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年十二月四日内閣府告示第八百五十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十一年七月十七日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鹿児島県肝属郡肝付町

二　構造改革特別区域の名称　環境共生のまちづくり特区

三　構造改革特別区域の範囲　鹿児島県肝属郡肝付町の全域

○内閣府告示第三百二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　函館市

二　地域再生計画の名称　函館国際水産・海洋都市構想の推進～新水産・海洋都市はこだてを支える人材養成～

三　地域再生計画の区域の範囲　函館市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（三の五④）及び科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の六）

○内閣府告示第三百三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第八項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年八月十七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　網走市

二　地域再生計画の名称　潜在的地域資源を創造的に活用するリーダー的人材養成計画

三　地域再生計画の区域の範囲　網走市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム（三の六）